

令和5年度特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）

公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注候補者（以下「受注候補者」という。）を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

（選定審査会）

第2条 プロポーザル方式による受注候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）選定審査会（以下「審査会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 受注候補者を選定するための選定方針の決定
 - (2) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受注候補者の選定
 - (3) その他必要な事項
- 2 審査会は、市民生活部長、健康こども部長、保険年金課長、健康増進課長の合計4名をもって構成する。
 - 3 審査会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は健康こども部長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 審査会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 8 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 9 その他審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

（プロポーザル提出者の参加資格等）

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、「令和5年度特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載する参加資格を満たす者とする。

- 2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、参加申請書を提出しなければならない。

（評価）

第4条 審査会は、提出者の参加資格の審査並びに企画提案書等の評価を行う。

- 2 評価は、提出された企画提案書等と、それらを基にしたヒアリング及び質疑応答を行う審査とし、審査会は「選定基準」に基づき評価を行う。

（受注候補者の選定）

第5条 審査会は、各委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受注候補者として選定する。点数が同点になった場合は、審査会の協議により選定する。受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として選定して手続きを行うものとする。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領及び実施要項に定められた以外の手法により、審査会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

第7条 審査会は、第5条の規定により選定した受注候補者を市長に報告しなければならない。

2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、次の各号による。

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 前号により提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザル方式に関する事務局及び審査会の庶務は、市民生活部保険年金課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行し、業務委託契約の日をもってその効力を失う。